

平取ダム地域文化保全対策検討会設置要領(案)

第1条 設置

平取ダム建設予定地周辺のアイヌの文化的所産に与える影響と、その保全対策について、「アイヌ文化環境保全対策調査委員会」の取りまとめを受けた平取町の報告を尊重し、保全対策の具体化に向けた検討をおこなうため、平取ダム地域文化保全対策検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

第2条 検討事項

保全対策の具体化の検討を行う。

第3条 検討会の構成

検討会の構成委員は、別表1とする。

第4条 座長

- (1) 検討会に座長をおく。
- (2) 座長は、委員が互選する。
- (3) 座長は、検討会の会務を処理する。
- (4) 座長に事故あるときには、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

第5条 委員の委嘱期間

委員の委嘱期間は、令和5年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

第6条 検討会の招集

- (1) 検討会は、座長が招集する。
- (2) 検討会は、委員の2分の1以上が出席した場合に成立する。
- (3) 座長が、検討会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聞くことができる。

第7条 事務局

- (1) 検討会の事務局は国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部に置く。
- (2) 事務局は、検討会の運営に必要な事務を処理する。

第8条 公開

- (1) 検討会は、原則として公開によりおこなう。ただし、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第五条の不開示情報に掲げる各号にあたる場合等は、非公開とすることがある。
- (2) 資料等を室蘭開発建設部ホームページにおいて公開する。

第9条 附則

- (1) この要領に定めるものの他、検討会の運営に必要な事項は、検討会において定める。
- (2) この要領の変更については、検討会において行う。
- (3) この要領は令和4年6月16日から施行する。

別表－１

平取ダム地域文化保全対策検討会委員名簿

| 氏 名 | 所 属 |
|---------------------------|-----------------------|
| う な やま よし のり 宇 南 山 嘉 宜 | 平取アイヌ協会副会長 |
| えん どう けい いち 遠 藤 桂 一 | 平取町長 |
| かや の きみ ひろ 萱 野 公 裕 | 平取アイヌ協会副会長 |
| かわ な の えい こ 川 奈 野 栄 子 | 平取アイヌ協会副会長 |
| かわ な の とし や 川 奈 野 利 也 | 平取アイヌ協会副会長 |
| き ばた さち こ 木 幡 サ チ 子 | 平取アイヌ協会 |
| き むら ひで ひこ 木 村 英 彦 | 平取アイヌ協会長 |
| しょう の たけし 庄 野 剛 | 平取町教育委員会教育長 |
| たか やま おさむ 高 山 修 | 平取町議会総務文教常任委員会委員長 |
| ち ば よし のり 千 葉 良 則 | 平取町議会議長 |
| つね もと てる き 常 本 照 樹 | 北海道大学名誉教授 |
| やま さき こう じ 山 崎 幸 治 | 北海道大学アイヌ・先住民研究センター准教授 |

(五十音順／敬称略)